

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
37	妊婦のための支援給付金支給事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は、妊婦のための支援給付金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

旭川市長

## 公表日

令和7年12月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	妊婦のための支援給付金支給事務
②事務の概要	<p>妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担の軽減し、もって妊婦や胎児である子どもの保健及び福祉の向上に寄与することを目的として、妊婦のための支援給付として妊婦支援給付金を支給する。</p> <p>これは、妊娠による心身の負担に着目した給付金であり、出産に関する保険給付を行うことを目的の一つとする健康保険の対象ともなり得る内容であるが、その申請や支給の際に相談支援や保健指導とあわせて行うことを法律上も明確にしているとおり、直接的には子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることのできる環境を整備することを目的としたものであること、市町村が行う妊娠・出産期の母子支援サービスと一緒にとして行うものであることを踏まえ、子ども・子育て支援法に位置付けたものである。</p> <p>また、児童福祉法において、妊婦等包括相談支援事業として伴走型相談支援を位置づけることで、市町村による相談支援の実施を確実なものとし、妊娠時から出産・子育てまで一貫して、すべての妊産婦に寄り添い、継続的な情報発信や定期的な相談対応を実施するとともに、必要な場合により専門的・個別的な支援につなげていくことで、より安心して出産・子育てができるようになります。</p>
③システムの名称	乳幼児統計システム、中間サーバー、中間サーバーコネクタ
2. 特定個人情報ファイル名	
妊婦のための支援給付金支給関連ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表13 5項</li><li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条及び第11条</li><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 実施する</li><li>2) 実施しない</li><li>3) 未定</li></ul>
②法令上の根拠	<p>&lt;情報照会の根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表1 35項</li></ul> <p>&lt;情報提供の根拠&gt;</p> <p>情報提供は行わない。</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	旭川市子育て支援部おやこ応援課
②所属長の役職名	おやこ応援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	旭川市市民生活部地域活動推進課(情報公開・個人情報担当) 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 0166-25-6012

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	旭川市子育て支援部おやこ応援課 〒070-0031 北海道旭川市1条通8丁目187番地の1(ツルハ旭川中央ビル2階) 0166-26-2395
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本業務に従事する職員は、eラーニングにてマイナンバー制度、情報セキュリティに関する研修の受講を必須としており、適切な受講を確認している。また、自己点検、内部監査の実施により適宜業務が適切に実施されてるか確認している。	

## 9. 監査

実施の有無 [ ○ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [      ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[      ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	---

当該対策は十分か【再掲】	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本業務に従事する職員は、eラーニングにてマイナンバー制度、情報セキュリティに関する研修の受講を必須としており、適切な受講を確認している。また、自己点検、内部監査の実施により適宜業務が適切に実施されてるか確認している。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	評価書名	出産・子育て応援給付金支給事務 基礎項目評価書	妊婦のための支援給付金支給事務 基礎項目評価書	事後	事務の名称変更による (事務の内容に変更なく、軽微な修正)
令和7年12月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	旭川市は、出産・子育て応援給付金支給事務における～(略)	旭川市は、妊婦のための支援給付金支給事務における～(略)	事後	事務の名称変更による (事務の内容に変更なく、軽微な修正)
令和7年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	出産・子育て応援給付金支給事務	妊婦のための支援給付金支給事務	事後	事務の名称変更による (事務の内容に変更なく、軽微な修正)
令和7年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施について」(令和4年12月26日付子発1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通)に基づき、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る出産・子育て応援給付金を支給する。</p>	<p>妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担の軽減し、もって妊婦や胎児である子どもの保健及び福祉の向上に寄与することを目的として、妊婦のための支援給付として妊婦支援給付金を支給する。</p> <p>これは、妊娠による心身の負担に着目した給付金であり、出産に関する保険給付を行うことを目的の一つとする健康保険の対象ともなり得る内容であるが、その申請や支給の際に相談支援や保健指導とあわせて行うことを法律上も明確にしているとおり、直接的には子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てるこことできる環境を整備することを目的としたものであること、市町村が行う妊娠・出産期の母子支援サービスと一体として行うものであることを踏まえ、子ども・子育て支援法に位置付けたものである。</p> <p>また、児童福祉法において、妊婦等包括相談支援事業として伴走型相談支援を位置づけることで、市町村による相談支援の実施を確実なものとし、妊娠時から出産・子育てまで一貫して、すべての妊産婦に寄り添い、継続的な情報発信や定期的な相談対応を実施するとともに、必要な場合により専門的・個別的な支援につなげていくことで、より安心して出産・子育てができるようにすることをねらいとする。</p>	事後	法令等の変更による (事務の内容に変更なく、軽微な修正)
令和7年12月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	出産・子育て応援給付金支給関連ファイル	妊婦のための支援給付金支給関連ファイル	事後	事務の名称変更による (事務の内容に変更なく、軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	
令和7年12月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[ ]提供・移転しない [ 十分である ]	[ ○ ]提供・移転しない [ ]	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]接続しない(提供) [ 十分である ]	[ ○ ]接続しない(提供) [ ]	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させるリスク判断の根拠	(新設)	本業務に従事する職員は、eラーニングにてマイナンバー制度、情報セキュリティに関する研修の受講を必須としており、適切な受講を確認している。また、自己点検、内部監査の実施により適宜業務が適切に実施されてるか確認している。	事前	様式変更に伴い追記
令和7年12月1日	IVリスク対策 9.監査実施の有無	自己点検[ ] 内部監査[ ○ ] 外部監査[ ]	自己点検[ ○ ] 内部監査[ ○ ] 外部監査[ ]	事前	様式変更に伴い追記
令和7年12月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	(新設)	本業務に従事する職員は、eラーニングにてマイナンバー制度、情報セキュリティに関する研修の受講を必須としており、適切な受講を確認している。また、自己点検、内部監査の実施により適宜業務が適切に実施されてるか確認している。	事前	様式変更に伴い追記
令和7年12月1日	全体	読点の修正(「、」→「、」への修正)	読点の修正(「、」→「、」への修正)	事後	本市の規程の改定に伴う改正